

岡崎市犯罪被害者等日常生活支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市犯罪被害者等支援条例(令和6年岡崎市条例第14号)第9条の規定に基づき、日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者等に対するホームヘルプサービス及び配食サービス(以下「日常生活支援」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為(日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)に限る。)をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪等による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪等が行われた時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪等により犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷若しくは疾病(精神疾患を除く。以下同じ。)が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病にかかる身体被害であって、その療養に要する期間が1箇月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買(殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。)の被害を受けたことに起因する精神的衝撃による精神被害であって、その療養に要する期間が3箇月以上かつその療養期間中において通算3日以上労務に服することができない程度であると医師に診断されたものをいう。
- (7) 重傷病等 重傷病及び精神疾患をいう。
- (8) 犯罪等が行われた時 犯罪被害の発生した日又は犯罪等が発覚した日をいう。
- (9) パートナースhipにあった者 岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例(平成17年岡崎市条例第5号。次号において「条例」という。)第2条第4号に規定するパートナーシップにあった者(同条例第10条の2第2項に規定する受理証明書(以下「受理証明書」という。))

の交付を受けた者に限る。)をいう。

- (10) ファミリーシップにあった者 条例第2条第8号に規定するファミリーシップにあった者（受理証明書の交付を受けた者又は受理証明書に記載のある者に限る。）をいう。
- (11) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。
- (12) ホームヘルプサービス ヘルパーによる犯罪被害者等の居宅における家事、育児、介護等の支援をいう。
- (13) 配食サービス 犯罪被害者等への食事の提供をいう。
- (14) 事業者 日常生活支援を実施するにあたり、市長がサービスの提供に係る業務を委託する事業者をいう。
- (15) ヘルパー 事業者がホームヘルプサービスを提供するために派遣する者をいう。

(対象者)

第3条 日常生活支援を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、警察への照会等により犯罪被害が客観的に確認でき、犯罪等が行われた時及び日常生活支援の実施時に市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪等により重傷病等を負った犯罪被害者
- (2) 次条第1項各号に掲げる者
- (3) 次条第2項各号に掲げる者

(家族又は遺族の範囲)

第4条 日常生活支援を利用できる家族（以下「家族」という。）とは、犯罪等が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪等により重傷病等を負った犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（以下「事実婚関係にあった者」という。）、パートナーシップにあった者及び愛知県ファミリーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップにあった者を含む。次項第1号において同じ。）
- (2) 犯罪等により重傷病等を負った犯罪被害者の子（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組と同様の事情にあった者を含む。次項第2号において同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（ファミリーシップにあった者及び愛知県ファミリーシップ宣誓制度に基づくファミリーシップにあった者を含む。次項第2号において同じ。）

- 2 日常生活支援を利用できる遺族（以下「遺族」という。）とは、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪等により死亡した犯罪被害者の配偶者
- (2) 犯罪等により死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
(ホームヘルプサービスの内容)

第5条 ホームヘルプサービスの内容は、対象者が、犯罪等が行われた時まで日常的に行っていたことのうち、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事
- (2) 乳幼児の保育及び小学生の身の回りの世話
- (3) 食事、排泄、入浴などの介護や通院介助

2 利用回数及び利用時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 利用回数 1日当たり1回
- (2) 利用時間 1日当たり3時間以内（時間単位で決定するものとする。）

3 ホームヘルプサービスの利用期間は、犯罪被害を知った日から翌年の同日までを上限とし、1事件につき合計60時間以内とする。

4 ホームヘルプサービスを実施する日は、原則として12月29日から翌年1月3日までの日を除く日とする。

5 ホームヘルプサービスを実施する時間帯は、事業者がヘルパーを派遣可能な時間帯とする。

6 ホームヘルプサービスを実施する場所は、原則として対象者の居宅とする。ただし、市内に限り、当該居宅が住民登録地と異なる場合であっても、ヘルパーを派遣することができることとする。

7 ホームヘルプサービスの利用予定者が、利用予定時間に居宅に不在の場合は、ホームヘルプサービスを実施しないものとする。

(配食サービスの内容)

第6条 配食サービスの内容は、次の各号に掲げる内容とし、原則として対象者の居宅において配食サービスを実施するものとする。

- (1) 1日につき1回の食事を対象者の居宅へ配達する。
- (2) 利用期間は、犯罪被害を知った日から1年以内かつ配食サービス提供開始日から最大30日間（事業者の休業日は日数に含めない。）とする。
- (3) 配達時間は、原則として昼食は午前9時30分から午後1時までの間とし、夕食は午後3時から午後7時までの間とする。
- (4) 配達する食事の数は、対象者の人数を上限とする。
- (5) 配食サービスを実施する日は、1月1日から1月3日までの日を除く日とする。

(日常生活支援を実施しないことができる場合)

第7条 市長は、次の各号に掲げる場合には、日常生活支援を実施しないことができる。

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪等が行われた時において、犯罪被害者等と加

害者との間に親族関係(事実婚関係にあった者、パートナーシップにあった者、ファミリーシップにあった者及び愛知県ファミリーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ又はファミリーシップにあった者を含む。)があり、同居していた場合(犯罪等が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族及び日常生活支援の実施時において当該遺族を現に監護している者(市内に住所を有する者に限る。))は除く。)

- (2) 犯罪被害者が犯罪被害に至る犯罪等を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者等が、岡崎市暴力団排除条例(平成23年岡崎市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、日常生活支援を実施することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(利用申請)

第8条 対象者がホームヘルプサービス又は配食サービスの利用を申請しようとする場合は、利用する居宅ごとに1名が申請者として岡崎市犯罪被害者等日常生活支援利用申請書(様式第1号)に、次に定める書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、書類の添付を省略することができるものとする。

(1) 犯罪被害者が死亡した場合

ア 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

イ 遺族が、当該犯罪被害を知った日及び日常生活支援の実施時に市内に住所を有することを証明することができる書類(住民票の写し、戸籍の附票等)

ウ 犯罪等により死亡した犯罪被害者と遺族との続柄に関する証明書(戸籍謄本、受理証明書等)

エ 犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類(盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等)

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 犯罪被害者が重症病等を負った場合

ア 犯罪等により重傷病等を負った犯罪被害者及び家族が、当該犯罪等が行われた時及び日常生活支援の実施時に市内に住所を有することを証明することができる書類(住民票の写し、戸籍の附票等)

イ 犯罪行為により重傷病等を負った犯罪被害者と家族との続柄に関する証明書(戸籍謄本、受理証明書等)

ウ 重傷病等を理由に日常生活支援の利用を申請するときは、その重傷病等を受けた日、治療に関する期間及び重傷病等の状態に関する医師の診断書

エ 犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）

オ その他市長が必要と認める書類
（申請期限）

第9条 前条の規定による申請は、犯罪被害を知った日から1年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（利用の決定等）

第10条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、日常生活支援の利用資格があると認めた場合には岡崎市犯罪被害者等日常生活支援利用決定通知書（様式第2号）により、利用資格がないものと認めた場合には岡崎市犯罪被害者等日常生活支援申請却下通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する日常生活支援の利用に係る審査において、申請者に対し、申請に係る状況等について調査することができるものとする。この場合、市長は申請書及び添付書類等の内容の審査のほか、必要に応じて関係機関等（国、愛知県、警察、犯罪被害者等の支援を行う団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものをいう。）への照会を行うことができるものとする。

3 前項の規定は、日常生活支援の実施決定後においても適用があるものとする。
（ホームヘルプサービスの提供）

第11条 市長は、前条第1項の規定によりホームヘルプサービスの利用の決定を通知した場合は、事業者に対し、岡崎市犯罪被害者等日常生活支援（ホームヘルプサービス）利用決定通知書（様式第2号-2）によりその旨を通知し、ホームヘルプサービスの提供を依頼するものとする。

2 事業者は、前項の依頼を受けた場合、利用日時、利用時間数、ヘルパーの派遣先及び内容について、前条第1項の規定によりホームヘルプサービスの利用の決定を受けた者と調整のうえ市と委託業務契約を締結し、ホームヘルプサービスの提供を開始するものとする。

（配食サービスの提供）

第12条 市長は、第10条第1項の規定により配食サービスの利用の決定を通知した場合は、事業者に対し、岡崎市犯罪被害者等日常生活支援（配食サービス）利用決定通知書（様式第2号-3）によりその旨を通知し、配食サービスの提供を依頼するものとする。

2 事業者は、前項の依頼を受けた場合、第10条第1項の規定により配食サービスの利用の決定を受けた者に対し、市と委託業務契約を締結し、配食サービスの提

供を開始するものとする。

(変更の申請等)

第13条 日常生活支援の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、第8条各項の規定により申請した内容について変更を希望する場合又は利用の中止を申し出る場合は、岡崎市犯罪被害者等日常生活支援利用変更申請書（様式第4号）により、速やかに市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、第10条第1項の規定により通知した内容の変更を認めた場合には岡崎市犯罪被害者等日常生活支援利用変更決定通知書（様式第5号）により、内容の変更を認めない場合には岡崎市犯罪被害者等日常生活支援利用変更申請却下通知書（様式第6号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により申請者に対し日常生活支援の利用の内容について変更を認める旨の通知をした場合は、当該内容を事業者へ通知するものとする。
(決定の取消し)

第14条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 日常生活支援の利用資格がないと判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の決定を受けたとき。
- (3) 事業者が派遣した者に対して非行があったとき。
- (4) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用を取り消した場合は、岡崎市犯罪被害者等日常生活支援利用決定取消通知書（様式第7号）により、当該利用者にその旨を通知するものとする。利用者が利用を開始している場合は、岡崎市犯罪被害者等日常生活支援（ホームヘルプサービス）利用決定取消通知書（様式第7号-2）又は岡崎市犯罪被害者等日常生活支援（配食サービス）利用決定取消通知書（様式第7号-3）により事業者にもその旨を通知するものとする。

(費用の返還)

第15条 前条第1項及び第2号の規定により市長が決定を取り消した場合において、既に日常生活支援が実施されているときは、当該日常生活支援を受けた者は市長が定める日までに、それまでにかかった費用を返還しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、日常生活支援の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月18日から施行し、令和6年4月1日以後に発生した犯罪被害について適用する。